

農業経営改善計画等の認定状況について

1 「農業経営改善計画」の認定状況について

仙台市農政推進協議会地域農政専門部会を平成24年度に4回開催し、次のとおり認定についての協議を行った。

- (1) 認定件数 35件
- ・新規認定 16件（個別経営体13件 組織経営体3件）
 - ・変更認定 2件
 - ・更新認定 17件

認定農業者合計	244名
(H25.1.31 現在)	

(2) 認定の内訳

開催日		認定件数(件)				備考
		新規	変更	更新	計	
第1回	H24.4.23	0	1	7	8	・6次産業化に取り組む秋保の法人の変更計画を認定。 ・施設園芸を拡大する計画を認定。 など
第2回	H24.7.23	6	1	4	11	・六郷で機械・施設を再整備し、共同利用するため変更計画を認定。 ・大規模施設園芸に取り組む七郷の2法人を新規に認定。 など
第3回	H24.11.19	6	0	0	6	・施設野菜を拡大する計画を新規に認定。 ・20代の若い農業者2件の計画を認定。 など
第4回	H25.1.29	4	0	6	10	・七郷で集落内の水稲、転作や野菜の産直活動に取り組む法人の計画を新規に認定。 ・法人化した集落営農組織の計画を2件認定。 など
合計		16	2	17	35	※区毎の内訳 青葉区 2 宮城野区 0 若林区 26 太白区 6 泉区 1

※なお、未更新件数が4件あり、更新しない理由としては、法人の構成員として活動する(1名)、被災のため営農再開見通しが立てられない(2名)、死亡(1名)となっている。

○農業経営改善計画とは？

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市に提出する計画。農業の現状、5年後に実現を目指す農業経営改善の目標、目標を達成するためにとるべき措置などが記載され、この改善計画を市長が審査し、認定された農業者等を「認定農業者」という。認定農業者は、低利な資金の融資等の支援を受けられる。

※ 認定農業者数の推移（各年年度末）

H20年度(216)、H21年度(229)、H22年度(233)、H23年度(232)、H24年度(244)

平成26年度目標 385（達成率：63.3%）

※区別内訳 青葉区8 宮城野区34 若林区135 太白区42 泉区25

2 「新規就農計画」の認定状況について

平成 24 年 4 月 23 日開催の仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、1 件の新規就農計画の認定について協議を行った。

	性別	年代	就農地	営農部門
1	女性	20 代	若林区（七郷）	稲作＋露地野菜＋施設野菜

○新規就農計画とは？

就農者予定者が、就農時における農業経営の目標や就農に必要な農業技術や経営方法の習得方法などを記載した計画。この新規就農計画を市長が審査し、認定された農業者を「認定新規就農者」という。認定新規就農者が研修資金を借り受け、先進農家等で研修し、県内で就農すると、研修資金の償還が一部免除される。